

奈良県告示第二百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として令和元年十二月奈良県告示第三百二十四号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項	
宇陀市榛原額井（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	宇陀市榛原額井（〇〇三）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所及び宇陀市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。